

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表37 地域問3 2) キ 相談支援専門員の研修に関すること

どのような点で必要だと思いますか



- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
- ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表38 地域問3 2) ク 地域の社会資源に関すること（地域診断に関することも含めて）

どのような点で必要だと思いますか



- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
- ・広域同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所との比較検討材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表39 地域問3 3) 取組みの有無にかかわらず必要が無いと思われる内容について

項目	記号	協議会数
相談支援事業のあり方に関すること	ア	0
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準（評価シートなど）がある	イ	0
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準（評価シートなど）は特にない	ウ	0
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準（評価シートなど）がある	エ	0
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準（評価シートなど）は特にない	オ	0
相談支援専門員の人材育成に関すること	カ	0
相談支援専門員の研修に関すること	キ	1

地域の社会資源に関すること(地域診断に関することも含めて)	ク	0
その他	ケ	0
積極的に必要が無いとする活動項目は無い	コ	1

表40 地域問4 1) 設置の必要性について

項目	協議会数
必要性を感じており設置の予定がある	6
必要性を感じているが、設置の予定はない	19
必要性を感じていない	15
未回答	1

表41 地域問4 1) ①設置の必要性を感じており、今後設置の予定がある

ア どのような点で必要だと思いますか

◆今後、計画相談支援が法定化され全対象者に対してサービス利用計画が必要になり、その内容を基にサービスの支給決定をすることから、相談支援専門員の質の維持と向上が必要になってくる。しかし、現在では相談支援専門員の数が少なく新たに事業者が参入されると思われるので計画の質が維持されるかどうかは課題である。そのために、当町でも評価部会は必要と考えている。

◆個人の資質向上は重要な部分ですが、支援員の主観や特性がマネジメントのリスクとならない為に、共通理念や共通の視点も必要かと思えます。また町として支援を遂行する部分でも他との整合性や公平性は必要かと思えます。複数の相談支援事業所設置となれば尚更必要かと思えます。

◆従来の基礎相談(交付税措置)に、個別給付による計画相談等が加わり、事業所間の調整や、サービス等利用計画の均質性保持などの課題が生じる可能性が高いため。

◆自分から支援を求めることができる人だけでなく、地域に潜在している、「自ら声をあげられない」人へも支援を届けられるような相談支援体制が必要であり、そのためには、支援者や支援機関が、どこで相談を受けても、必要なときに必要な支援が提供できるよう、各々の対応やチームとしての対応の質を常に検証しながら、力量を高めていかなければならない。

◆相談支援事業の評価、検討を行う体制となっていないため。

イ 設置の時期

	協議会数	設置の時期
設置予定	4	平成 24 年 9 月ごろ設置予定
		平成 25 年 1 月ごろ
		平成 24 年 5 月ごろ
		平成 24 年 5 月ごろ
検討中	2	

表42 地域問4 1) ②設置の必要性を感じているが、設置の予定はない

ア どのような点で必要だと思いますか

◆所掌事務には明記してあるが、設置から経過期間が短く年1度の全体会の開催にとどまっている。障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援体制等の強化が求められている。このような状況のなか今後は評価活動が重要となるが、具体的な方針が打ち出せない状況。

◆現状としては、相談内容・支援内容の報告の場となっており、評価についての取組みはない。相談員に対する誹謗中傷とならないような体制作りが必要と考えます。

◆地域自立支援協議会が機能しているかの確認。

◆客観的・公平な相談支援体制の確立。

・相談支援事業所の資質の向上。

◆相談支援事業所によって相談支援の捉え方がまちまちであり、かなりな量の直接支援を行っている事業所もみられる。利用者から見ると直接支援を受けられる事業所が便利であるが、依存を強めるだけに終わっていないか危惧している。また、直接支援の支援量による競争により、良質な相談支援事業所が育たない虞もある。これらの点から相談支援事業所の支援内容を評価する場合は必要であると思われる。

◆様々な立場の方から評価や意見をもらい、相談支援や福祉サービスの充実を図っていくため。

◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくるとと思われる。

◆相談支援事業を委託しているが、委託料の積算根拠となる明確な規準がないため。

◆相談支援事業の評価や検討をすることで、相談支援員の質の向上が図れ、効果的な相談支援のあり方が協議できると思われる。

◆相談支援事業に対する外部評価は必要である。

◆今の相談支援事業の活動は見えにくい部分がある。評価活動を設置することによって、相談支援事業のあり方等について協議・検討することができ、一定の基準になるのではないかと考える。

◆事業所の素質の向上、人材育成及び養成、相互の連携を図ること。

◆サービスの利用者ニーズは多様化する傾向にあり、これに合わせた社会資源の供給が本当に充分なのか、適当なのかどうか判断し難く、協議会での多方面からの見方で判断などをすれば、適正な不足するサービスの供給体制が整えられてくることが考えられるため。

◆相談支援事業における地域支援活動の向上のため。

◆相談そのものに対する評価は必要ないが、充実した支援のための地域資源の確保や制度等の過不足についての評価は必要であると感じている。

◆委託事業としての評価のほか、現状を把握し、人材育成及び相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所の人材育成などのために、研修会などの検討を含めて評価機関が必要と思われる。

◆協議会は全体会、専門部会(地域、就労、児童)、事務局会議で構成されているが、相談支援事業所等から上がった課題を分析する手段が確立していない。全体会、専門部会の進捗状況を評価する部門が必要と考えている。

イ 設置されない要因はどのようなことだと思いますか

◆協議会は設置されているが、実質的には機能していないため、検証する評価活動についても効果がないと思われるため(本来は評価活動は必要であると思われる)。

- ◆所掌事務には明記してあるが、設置から経過期間が短く年1度の全体会の開催にとどまっている。
- ◆1市3町で相談支援事業所に委託をしているが現状の体制で精一杯。これ以上負担を求められない。
- ◆地域自立支援協議会の活動が難しい状況にある。
- ◆・自立支援協議会内で、評価体制設置についての議論がされていない。
  - ・自立支援協議会の役割が多く、評価体制については後回しになっている。
  - ・国や県からの明確な指導や方向性が示されない。評価の方法等を示してほしい。
- ◆現状の相談支援は、法人内のサービス提供事業所の利用者やその家族中心に行われており抱え込み傾向である。このため、他事業所からは相談者の実情を見えづらくしており、評価しようにもできない構造となっている。また、法人内で相談支援から直接支援まで行われているため、他法人の運営に口を出しにくいという意識もあると思われる。評価できる場はあるものの、表面上の論議で終わってしまっている。
- ◆自立支援協議会のあり方について検討しているが評価活動設置まで及んでいない。評価基準が不明。
- ◆自立支援協議会は広域で設置しており、検討課題も多く、評価活動の検討までには至っていない。
- ◆基準を作るための情報や法的根拠がないため。
- ◆自立支援協議会の下部組織として専門部会を立ち上げているが、幅広い内容の情報交換や検討を行っているため、相談支援の評価活動としては機能できていない。
- ◆自立支援協議会自体の活動が低調である。
- ◆自立支援協議会に専門部会を設けるのが一番望ましいが、自立支援協議会にそこまでの力が育っていない。今後、様々な意見を参考に設置する方向で考えていきたい。
- ◆現状では人員不足、体制が整っている状況ではない。
- ◆事務局主体の運営や進め方のせいか、協議会委員にはまだ意識的なものが醸成されてきていないことが考えられる。
- ◆設置に対する協議がない。
- ◆自立支援協議会(部会を含め)が、成熟していないため。
- ◆事務局会議において話し合いがまだされていない。評価を含めて専門部会のあり方も検討する必要がある。

表43 地域問4 1) ③設置の必要性を感じていない

ア どのような点で必要性を感じていないのですか

- ◆現在、自立支援協議会が休止中であるため。
- ◆・相談事業所の相談員とは、連携を密にしており、必要ないと感じている。
  - ・相談員は、いろいろな面で協力していただいている。
- ◆自立支援協議会そのものの歴史が浅く、協議会自体を評価するまで行っていない状態。
- ◆評価活動を行うにしても、そもそも相談支援事業を利用する利用者が少なく、地域の社会資源も乏しいので、利用者は限られた資源を利用するしかなく、ニーズに添った支援をしていくことは難しいと考えられる。また、評価活動を設置するための人材確保、人件費なども見込めない。

◆評価活動の前に、当町における福祉サービス事業所が少ないため相談者の身近なところでサービスを受けたいというニーズに応じられないのが現状。相談支援事業所は当町に一箇所しかないが、充分に対応してもらっている。

◆人材育成や研修については県で実施しているため

◆市の自立支援協議会が活発に機能していない。また、相談支援専門員の人材養成であれば市内には数人の相談支援専門員しかいないため、県又は圏域の自立支援協議会での設置がいいのではないかと。

◆地域自立支援協議会において協議することとしているから。

◆現在、実際に活動している相談支援事業所は、全て本市の委託を受けており、常に情報交換を行うと共に、相談支援事業者の相談支援専門員による定例会を実施しており、大きな問題を感じていない。

◆市が委託している相談支援事業所の相談支援専門員全員が自立支援協議会の運営会議のメンバーとなっており、協議会(専門部会)運営の中心的役割を担っている。各事業所において研修に積極的に参加し研さんを積んでいる。またケース会を開くなど関係機関との顔の見えるネットワークづくりなど連携の核となり積極的に活動している。今後、計画担当の相談支援事業所の新規参入など状況は変わっていくと思われるが、今のところは必要性を感じていない。

◆相談支援事業者が少ない。また、中立・公平性を判断する人材がみあたらない。

◆1年に1～2回の開催で、また役職で委員となっているため継続した検討ができない。

◆①〇〇圏域では、地域自立支援協議会とは別に、相談職種が任意に集まる場がある。本調査の「評価活動」についても、基本的にそちらで検討されるものだと考えられるため。

②〇〇圏域では、地域自立支援協議会は、「地域ニーズを共有する場。およびニーズを解決する具体的な方策を検討する場」であると捉えられており、本調査の「評価活動」とは、一定距離を置いた位置づけにあると考えられるため。

#### 表44 地域問4 2)

##### ア どのような点が必要だと思いますか

◆新たな相談支援事業の具体的内容等について研究しサービス利用計画の作成を円滑に進めるため。

◆相談支援は地域的に潜在化しているケースが多く、その為に情報の共有化が難しい。対象者から自主的に相談があるケースが少ないため、潜在的なニーズも含めて相談支援の在り方を検討していくことが必要と思われる。

◆当市には、相談支援事業所が1ヶ所(精神)しかなく、他市の事業所に依頼している状況で、活動自体が難しい。

◆相談支援事業所により相談支援の捉え方がまちまちであるため、指針となる「あり方」は必要であると思われる。

◆・相談支援事業が地域の状況や課題に対応した内容になっているか、また適切に運営されているか等の評価。

・相談支援専門員のスキルアップのための研修が実施されているか。

◆相談支援体制を充実していくため。

- ◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思いますが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。
- ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない・・・)。
- ◆現段階では、事務担当者レベルで相談支援事業所のあり方については担当者会議のみで検討を行っている。地域にあった相談支援事業が実施されているか、客観的な意見も必要であると思われるため、評価活動内での検討が必要と感じる。
- ◆相談支援事業所として障がい者の支援(相談)をどのように担うか等役割の明確化と、相談支援事業所としての質の確保が必要であるため。
- ◆相談の定義づけ、公平性を保つ指針。
- ◆相談支援事業の評価や検討をすることで、効果的な相談支援のあり方や相談支援員の質の向上が図れる。
- ◆法改正に伴う計画相談と、地域相談の事業実施について、バックアップ体制が必要である。
- ◆・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。
- ・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることはないよう対策を講じる必要がある。
- ◆役割や機能に関する評価。
- ◆ケア会議等地域支援の向上のため。
- ◆自治体と相談支援事業者及び相談支援事業者間の連携をより高めるため。
- ◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。
- ◆今後、計画相談が入ってきた際に円滑に相談支援が流れるか、地域の相談体制をしっかりと作っていく必要がある。
- イ どのような点で必要だと思いますか
- ◆事業所として、支援の方向性を示していれば良い。
- ◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。
- ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない)。
- ◆事業予算を確保するための根拠。
- ◆自己評価や外部評価を実施することで、サービスの向上につながるから。
- ウ どのような点で必要だと思いますか

◆新たに相談支援事業所や相談支援専門員の参入が予測され、業務が複雑多様化であることから繁雑になる可能性も考えられるため、事業者及び相談支援専門員の質の維持向上のためには計画相談支援等の評価部会は必要であると考え。評価シートがあればより判断しやすいが現状では考えていない。

◆自己評価・客観的評価により、相談支援事業の実施状況についての点検を行い、事業者の資質の向上を目指す。

◆・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。

・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることはないよう対策を講じる必要がある。

◆相談支援(専門)員個人の姿勢・力量は、組織としての相談支援事業者の姿勢・力量と密接に関連し不可分な問題である。特に24年度からは従来の委託業務(基本相談支援)と個別給付による計画相談支援等の二本立て構造となることから、これまで以上に詳細に相談支援の質を問うていかなければならない。

エ どのような点で必要だと思いますか

◆相談支援は、形が見えにくく、正解のない営みであり、その結果には、相談員の力量やチームの力量、利用者の状態や抱える問題の幅といった変動要素が絡み合うことが多い。だからこそ、組織としての事業者の評価や、人材育成の体制に係る評価と併せ総合的に取り組むことが欠かせない。

オ どのような点で必要だと思いますか

◆新たに相談支援事業所や相談支援専門員の参入が予測され、業務が複雑多様化であることから繁雑になる可能性も考えられるため、事業者及び相談支援専門員の質の維持向上のためには計画相談支援等の評価部会は必要であると考え。評価シートがあればより判断しやすいが現状では考えていない。

◆自己評価・客観的評価により、相談支援が適切に行われているかの点検を行い、相談支援専門員自らの改善や意識改革につなげる。

◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない・・・)。

カ どのような点で必要だと思いますか

◆サービス利用者に対する適正なサービス利用計画の作成のため。

◆相談支援専門員の質の維持及び向上のためには人材育成や研修は必要なことと思われる。

◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない・・・)。

◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくると思われる。

◆相談支援事業所は、1か所1～2人の相談支援専門員で構成されていることが多く、サービスの平準化や質の向上を図る必要がある。

◆一定水準のサービス提供体制整備。

◆3障害に対応できる人材育成が早急に必要である。

◆幅広いニーズの中でも、質の高い事業が継続して展開できるよう人材を育てること。

◆相談員のスキルアップを目的。

◆相談支援を担う人材の育成を考えるには、日々の相談支援活動の実態を多角的に把握・評価し、そこから抽出される(研修)ニーズを、研修プログラムや各機関のOJT等へ的確に反映していかなければならず、更にその成果が日々の活動にどう活かしているかを評価するという循環が必要である。

◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。

◆相談支援が円滑に進むためには、ある一定の資質が必要となる。人材の育成について、資質の向上については、地域課題の一つであると考え。

キ どのような点で必要だと思いますか

◆サービス利用者に対する適正なサービス利用計画の作成のため。

◆相談支援専門員の質の維持及び向上のためには人材育成や研修は必要なことと思われる。

◆・相談支援事業が地域の状況や課題に対応した内容になっているか、また適切に運営されているか等の評価。

・相談支援専門員のスキルアップのための研修が実施されているか。

◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない・・・)。

◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくるとと思われる。

◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。

ク どのような点で必要だと思いますか

◆必要なサービス提供に対応するため。

◆ニーズを把握して、福祉サービスや社会資源を充実させていくため。

◆・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である・・・(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない・・・)。

◆地域の現状分析をすることで、地域の問題や必要なサービスが把握できる。



- ◆・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。
- ◆・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることはないよう対策を講じる必要がある。
- ◆・圏域内には比較的社会資源はあるが、偏りがあるように感じられるが、利用者が果たして利用について満たされているのかが判断し兼ねるよう思われるため、供給について評価できればいいと考えます。
- ◆・フォーマルだけでなくインフォーマルな資源を皆で共有し、活用するため。
- ◆・相談支援の充実を図るためには、地域資源に関しての観点が欠かせない。既存にある資源で応用が利くかどうかの意見交換ができるのも、地域資源を理解しているかどうか重要。地域診断にて、協議会の委員の共通認識を図る必要もある。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
坂本洋一	障害者虐待防止法	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年	P.57～62
坂本洋一	障害者自立支援制度①	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年	P.91～121
坂本洋一	障害者自立支援制度に基づく主な専門職	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年	P.186～191
坂本洋一	相談支援専門員の役割と実際	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年	P.192～196
野中猛	(単著)	野中猛	ケア会議で学ぶ精神保健ケアマネジメント	中央法規出版	東京	2011年	総頁 229
野中猛	(編著)	野中猛	ケアマネジメントの実務-Q&Aと事例	新日本法規出版	名古屋	2011年	総頁 1384

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
木全和巳・高山京子・高橋義久	若手の相談支援専門員が必要としている研修の内容に関する基礎的研究	日本福祉大学 社会福祉論集	第123号	P.97~126	2010年
木全和巳・高山京子・高橋義久	若手の相談支援専門員が必要としている研修の内容に関する基礎的研究(その2)	日本福祉大学 社会福祉論集	第125号	P.143~182	2011年
木全和巳・高山京子・高橋義久	若手の相談支援専門員が必要としている研修の内容に関する基礎的研究(その3)	日本福祉大学 社会福祉論集	第127号 予定		2012年
野中猛	リハビリテーションにおけるコーディネーターの能力	リハビリテーション研究	第144号	P.8~13	2010年
野中猛	精神病早期介入におけるケースマネジメント	精神神経学雑誌	第113号	P.688~693	2011年
野中猛	個別ケースにおけるサービスの質とモニタリング活動	精神科臨床サービス	第11号	P.454~	2011年

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究

平成21～23年度 総括研究報告書

発行日：2012年3月

発行者：研究代表者 野中 猛

事務局 寺澤 法弘

印刷所：株式会社一誠社

